

子育てボランティア Beeネット会員の方にとっていただきたいこと ～Beeネットのきまり～

- ① 「子育て応援団・Beeネットのご案内」に記載されているきまりを守って活動してください。きまりを守れない場合は、登録を抹消させていただくことがあります。
 - ② 不適切な服装、または入れ墨等がある方は登録をお断りさせていただく場合がございます。
 - ③ サークル会員や施設・団体職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
 - ④ 「子育て応援団・Beeネットのご案内」に記載されているきまりから外れる活動には、ボランティア保険が適用されない場合があります。
 - ⑤ 「Beeネット」の活動をとおして知りえた個人情報や施設、サークル等の情報については、プライバシーを侵害したり、他に漏らさないでください。登録を抹消した後も同様です。
 - ⑥ 施設・団体の職員や子育てサークルの会員によく相談をして、活動を行ってください。施設の規則・方針、子育てサークルの会員の意思を十分に理解して活動してください。
 - ⑦ 施設・団体の職員や子育てサークル会員の目の届かない場所で、ボランティア単独で子どもを預かるような活動はしないでください。
 - ⑧ 活動の際は「Beeネット」の名札(登録証)を着用して下さい。
 - ⑨ はじめて活動する子育てサークルや施設、団体では、活動の前に名札(登録証)を提示してください。また、施設の職員やサークルの会員から依頼があった場合は、名札(登録証)を提示してください。
 - ⑩ 名札は原則として、活動場所に返却して下さい。ただし、複数の活動場所ある場合は相談の上、自己管理ができます。
 - ⑪ 名札(登録証)を紛失した場合には、事務局に連絡をしてください。
 - ⑫ 自動車の運転を伴う活動はしないでください。
 - ⑬ 病気の子どもを対象とする活動をしないでください。
 - ⑭ 活動中の事故に備えてボランティア保険に加入しています。活動中に生じた事故については、必ず事務局に連絡を入れて下さい。なお、保険が適用できない場合もございますのでご了承下さい。(詳細はボランティア保険欄をご参照ください)
 - ⑮ 調理・調乳や乳幼児の保育などに関わる活動を行う場合は、細菌検査などの受診が必要になることがあります。施設の依頼に合わせて、ご対応をお願いします。
- ※ 八王子市が不相当と判断した場合、お断りさせていただく場合がございます。